

調剤技術料（医療DX推進体制整備加算）

注：当加算は公害医療では算定できない。

令和7年4月1日から

- 医療DX 推進体制整備加算 1・・・10点（月1回に限る） 45%↑
- 医療DX 推進体制整備加算 2・・・8点（月1回に限る） 30%↑
- 医療DX 推進体制整備加算 3・・・6点（月1回に限る） 15%↑

■医療DX推進体制整備加算のマイナ保険証利用率に関する施設基準

区分	マイナ保険証利用率			
	医科・歯科		調剤	
	改正前	2025年 4月～	改正前	2025年 4月～
医療DX推進体制整備加算1	30%以上	45%以上	30%以上	45%以上
医療DX推進体制整備加算2	20%以上	30%以上	20%以上	30%以上
医療DX推進体制整備加算3	10%以上	15%以上	10%以上	15%以上
医療DX推進体制整備加算4		45%以上		
医療DX推進体制整備加算5		30%以上		
医療DX推進体制整備加算6		15%以上		

参考：医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて(2025年2月20日) | 厚生労働省